

| No. | 発生年月日 | 超過内容 | 原因 | 対策 | 対策完了年月日 |
|-----|------------|---|---|--|----------------------------|
| 1 | 2018年6月20日 | <p>6月20日、水質汚濁防止法に基づく排水口の立入り が降雨中に行われ、下記3か所において、浮遊物質 量と化学的酸素要求量の超過が発生しました。</p> <p>測定場所:南1号排水口 ・浮遊物質量:110mg/l(基準値50mg/l)</p> <p>測定場所:南4号排水口 ・浮遊物質量:250mg/l(基準値50mg/l) ・化学的酸素要求量:40mg/l(基準値20mg/l)</p> <p>測定場所:南6号排水口 ・浮遊物質量:89mg/l(基準値50mg/l)</p> | <p>降雨により雨水升 や道路の土砂など の堆積物が流出し たためと推定して います。</p> | <p><応急対策> 下記を実施済 1. 南1号排水口について 雨水升と雨水配管内部および周辺道路の清掃により 土砂などの堆積物を除去しました。 また、排水口上流の水路を閉止し排水口への濁水の 流入を防止しました。 2. 南4号排水口および南6号排水口について 排水口に設置されている水門を閉止し、排水口から の濁水の流出を防止しました。</p> <p><恒久対策> 当社は、2018年8月31日付で千葉市より当該排水口 における排出水について、特定施設の構造若しくは使 用の方法又は汚水等の処理の方法を改善するよう命 じられました。 当社は、この改善命令に基づき、今後千葉市に下記 内容の改善計画書を提出し、承認を受けた後に、恒久 対策を実施いたします。 1. 当該排水口へ通じる雨水升と周辺道路の 清掃頻度を見直します。 2. 当該排水口に濁度計を設置し、濁度上昇時 には水門を閉止します。水門のない南1号排水口 は、水門を設置し止水できる構造とします。</p> | <p>2019年2月28日 (予定)</p> |